

# ブロック塀等の安全確保対策について

- 今後のブロック塀等の安全確保対策としては、これまでに講じた所有者等への啓発・注意喚起に加え、耐震改修促進法の枠組みを活用した継続的な取組を行っていく。

## 対策1 ○ まずは安全性チェックを行うとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施

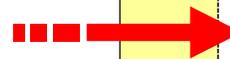
- ・ 国の防災週間の取組として、建築物防災週間をはじめとする機会をとらえ、安全点検チェックポイント(H30.6.21公表)を周知徹底
- ・ 地方公共団体における取組事例の共有

## 対策2 ○ 耐震改修促進法の枠組みを活用し、既存不適格の塀を有する建築物の耐震診断・改修を促進

- ・ 一定の高さ・長さを有する塀について、地方公共団体が指定する避難路沿道の建築物と同様に、耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁において診断結果を公表する（改正政令についてH30.11.27閣議決定、11.30公布、H31.1.1施行）
- ・ 地方公共団体の取組状況について定期的に調査・公表し、取組みを促進

## 対策3 ○ 現行基準に適合しない塀の除却・改修について、防災・安全交付金等の基幹事業として支援（H30年度第2次補正予算～）

＜従前の支援内容＞  
 防災・安全交付金等の効果促進事業により支援  
 （全体事業費の2割以内目途。撤去費等を国と地方で支援）  
 ※躯体の耐震改修等基幹事業を別途実施することが前提



＜H30年度第2次補正予算～＞  
 防災・安全交付金等の基幹事業として支援  
 （塀単独でも支援可能。撤去費等を国と地方で支援）

- 行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための総合的な取組への支援（H30年度第2次補正予算～）

## 対策4 ○ パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、厳正に対処

# ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

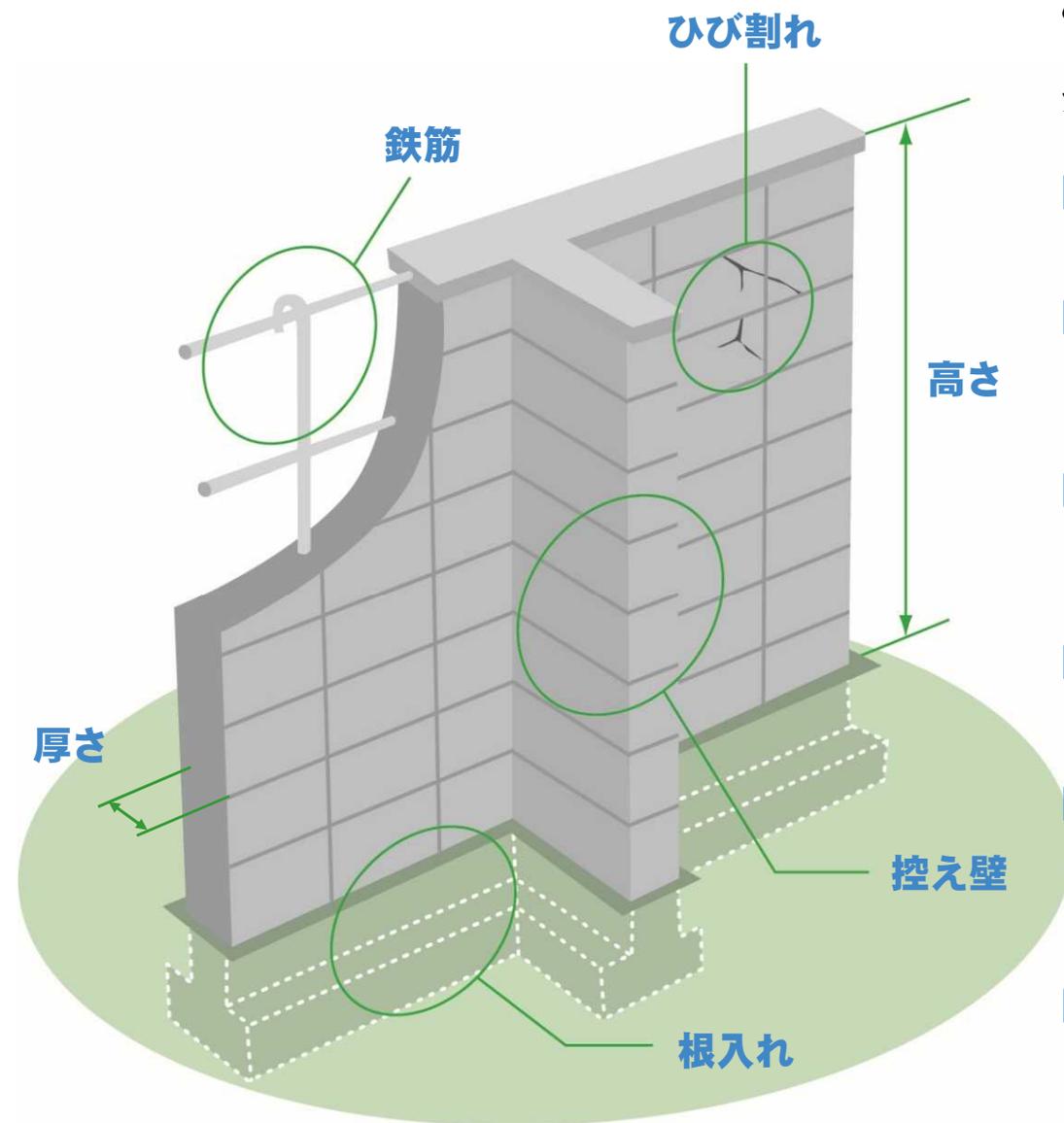
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



# ブロック塀等の耐震診断義務付け対象化(要安全確認計画記載建築物への追加)

## 要安全確認計画記載建築物

### イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

#### <対象建築物>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある建築物 (高さ6mを超えるもの※)(右図参照)
- ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。 ※過大な規制とならないよう、通常の戸建て住宅等を対象外とする観点から設定

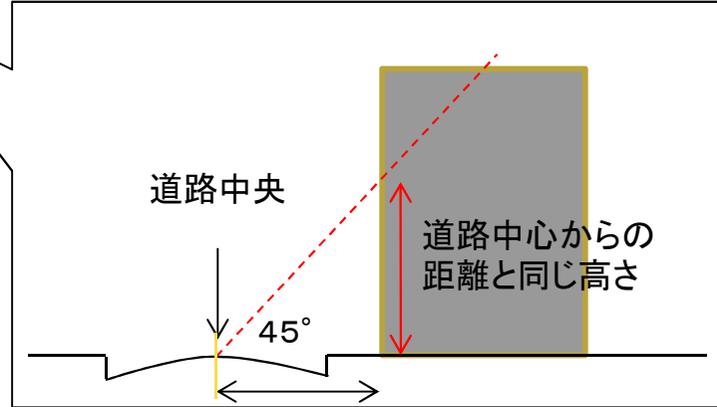
### ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

#### <対象建築物>

- ・庁舎、病院、避難所となる体育館など (避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能)

耐震診断結果の報告期限：  
地方公共団体が定める日まで



## 対象の追加

○ 建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。(耐震改修促進法施行令等の改正)

(閣議決定：平成30年11月27日、公布：平成30年11月30日、施行：平成31年1月1日)

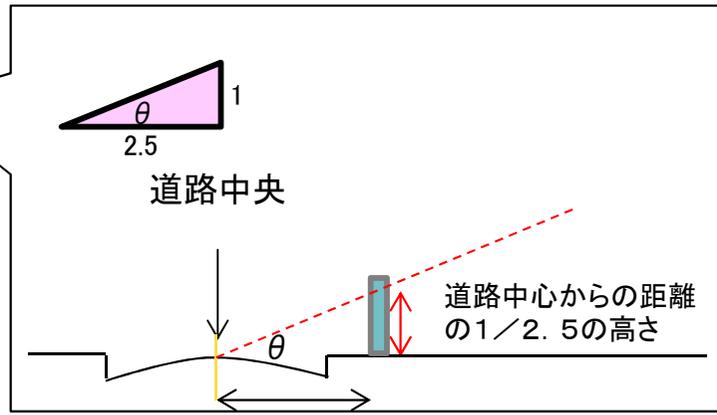
#### <対象となる塀>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造※の塀 (※補強コンクリートブロック造を含む) (前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】)
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀 (小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの)

#### <対象とする効果>

- ・地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することが義務付けられ、同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表。
- ・避難路沿いの塀の義務付け状況に関し、国土交通省ホームページで定期的に状況を公開。

## 耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ



- 既存の補強コンクリートブロック造の塀および組積造の塀について、安全性の評価および改修・撤去の判断の基準として、耐震診断に関する技術基準および耐震改修に関する設計指針を示す。
- (一財)日本建築防災協会に「ブロック塀等の耐震診断基準作成委員会」を設置して作成。
- 平成30年12月に東京及び大阪で講習会を開催して周知。(今後にも必要に応じて追加開催)
- 耐促法の基本方針別添の耐震診断方法と同等の方法として、国土交通大臣が認定。(平成31年1月1日)

## ① 現地調査

目視や実測、鉄筋探査機等を用いて、劣化の程度や部材の寸法、配置等の調査を行う。

調査シート例

| 既存ブロック塀等の調査シート (No. 1 健全性) |                                    |                |                | 整理番号  |                              |
|----------------------------|------------------------------------|----------------|----------------|-------|------------------------------|
| 所在地                        |                                    |                |                | 調査年月日 |                              |
| 所有者名                       |                                    |                |                | 調査者氏名 |                              |
| 構造物                        | 擁壁等の構造物                            | □有/□無          | 設計図書等          | □有/□無 |                              |
| 土留め利用                      | □有/□無                              | 擁壁の高さ          | 擁壁の高さ          | m     |                              |
| 土圧の作用高さ                    | □有/□無                              | セットバックの距離      | セットバックの距離      | m     |                              |
| 土圧の作用高さ                    | □有/□無                              | 土圧の作用高さ        | 土圧の作用高さ        | cm    |                              |
| 接道種類                       | □遊歩路/□通学路/□一般道路/□公有地/□私道/□その他 ( )  |                |                |       |                              |
| 塀の種類                       | □組積塀/□補強コンクリートブロック (CB) 塀/□その他 ( ) |                |                |       |                              |
| 分類                         | 箇所                                 | 項目             | 実施の有無<br>組積 CB | 調査結果  | 健全性が確保できていないことを<br>判定するための基準 |
| 必須項目                       | 壁体                                 | 組積材のひび割れ幅      | □              | mm    | □=1 1.0mm以上のひび割れ             |
|                            |                                    | 組積材の破損         | □              | □有/□無 | □=1 破損がある状態                  |
|                            |                                    | 目地部のひび割れ幅      | □              | mm    | □=1 1.0mm以上のひび割れ             |
|                            |                                    | 目地部の欠損         | □              | □有/□無 | □=1 欠損がある状態                  |
|                            |                                    | 壁体の変色・風化       | □              | □有/□無 | □=1 著しい風化が確認される状態            |
|                            |                                    | 壁体内の著しい発錆 (錆汁) | □              | □有/□無 | □=1 表面から錆汁が確認される状態           |
|                            |                                    | 壁体の傾斜          | □              | 度     | □=1 5度以上の傾斜                  |
|                            |                                    | 壁体のぐらつき        | □              | □有/□無 | □=1 ぐらつきがあり、安定性に欠ける状態        |

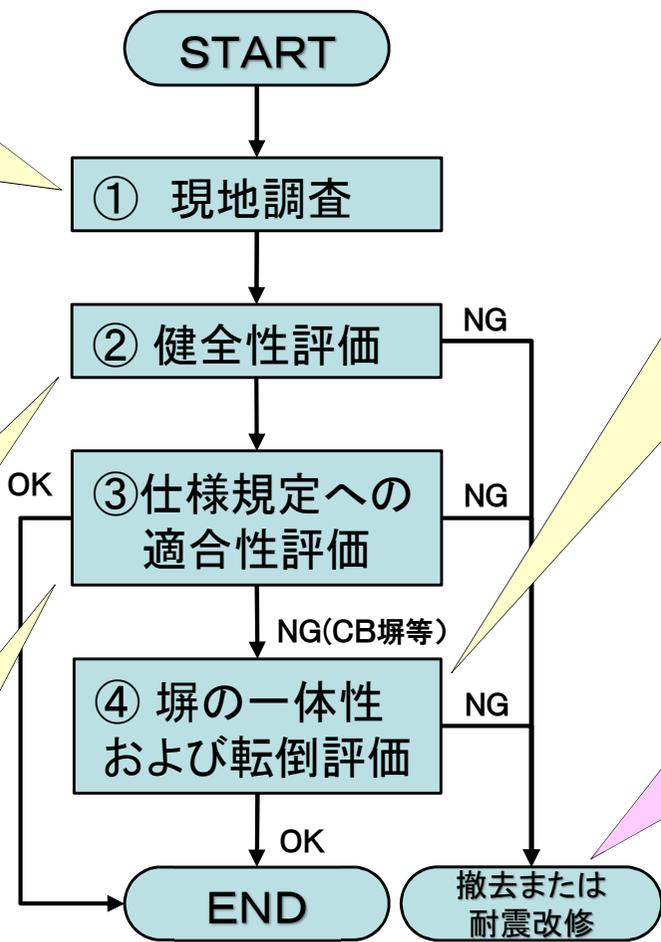
## ② 健全性評価

壁のひび割れや破損、欠損、変色・風化、発錆、傾斜、ぐらつき等、塀の健全性を評価する。

## ③ 仕様規定への適合性評価

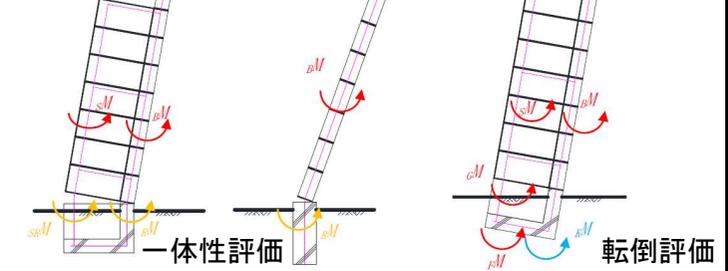
仕様規定、または塀の一体性および転倒評価の前提条件(高さ、厚さ、控え壁間隔、鉄筋の配置間隔、縦筋の基礎への定着長さ、基礎の根入れの深さ等)への適合性を評価する。

## 耐震診断フロー



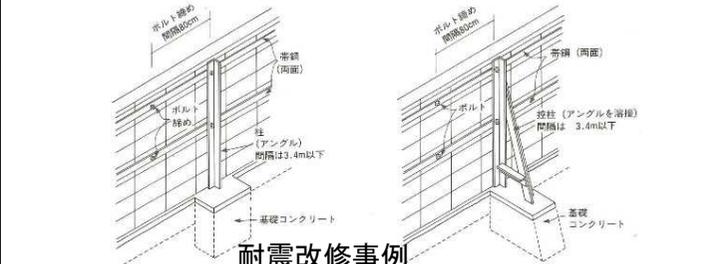
## ④ 塀の一体性および転倒評価

前提条件を満たす塀について、地震に対して塀全体としての一体性が確保されているか、および地震によって塀が基礎ごと転倒しないかを評価する。



## 耐震改修

耐震診断の結果を踏まえ、構造計算に基づき補強効果を考慮して、塀の一体性および転倒防止に必要な性能を確保する耐震改修について、設計指針を示す。



# ブロック塀等の安全確保の促進

## 平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生。



## ブロック塀等の安全確保対策

○塀の所有者等に向けたチェックポイントを公表、建築士関係団体等へ協力要請等

○耐震診断の義務付けを可能とするため、耐震改修促進法施行令を改正

**○ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度を創設**



## 住宅・建築物安全ストック形成事業 ( 防災・安全交付金等 基幹事業 )

### ブロック塀等の安全確保事業

#### 【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置付けた避難路（通学路を含む）沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

#### 【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知（パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等）を実施している地域

#### 【交付率】

耐震診断 国1/3、地方1/3、民間1/3

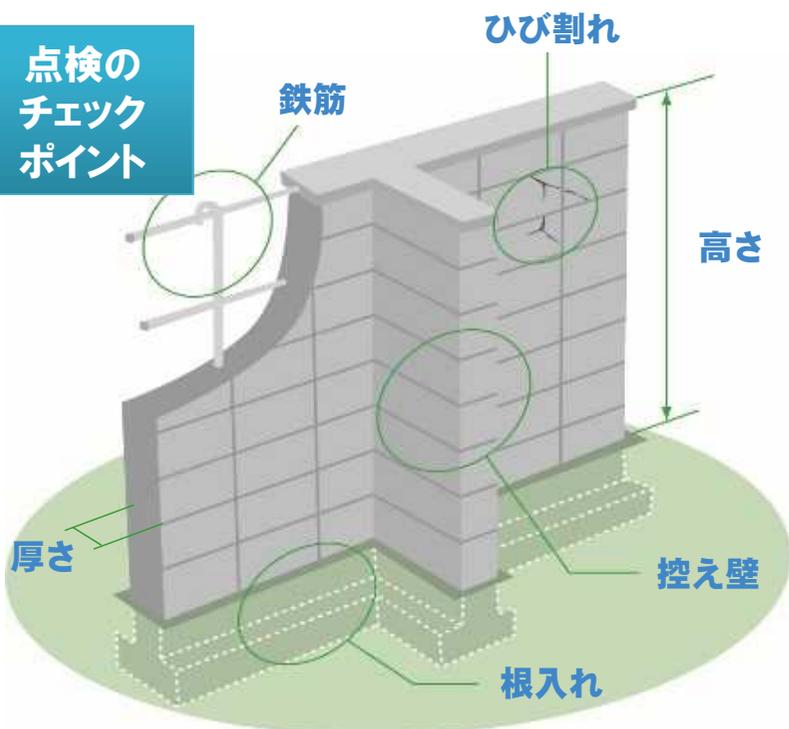
除却、改修等 国1/3、地方1/3、民間1/3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務付けた場合、耐震診断は国1/2、地方1/2、除却、改修等は国2/5、地方2/5、民間1/5

#### 【交付対象限度額】

80,000円/m（耐震診断、除却、改修等の事業費総額）

### 点検の チェック ポイント



あわせて、地域の安全確保のためのモデル事業も実施し、先進的な取組について、国土交通省ホームページで定期的に公開